

平成30年度 牧之原市利用者負担額表（1号認定用）

世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）	0円
第2階層	第1階層を除き、市町村民税所得割非課税世帯	3,000円
第3階層	第1階層を除き、市町村民税所得割課税世帯	48,601円未満
第4階層		77,101円未満
第5階層		133,001円未満
第6階層		211,201円未満
第7階層		301,001円未満
第8階層		397,001円未満
第9階層		397,001円以上

備考

- ① 平成30年度利用者負担は、4～8月分を平成29年度の市町村民税額、9～3月分を平成30年度の市町村民税額を基に決定します。（市町村民税額は、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額控除前の金額です。）

第2子のお子様の利用者負担額は半額、第3子以降は無料となります。（第2階層の第2子以降のお子様の利用者負担額は無料です。）お子様が第何子に該当するかを決定する際の対象については以下のとおりです。

第4階層までの世帯においては、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子様です。

第5階層以上の世帯においては、同一世帯の小学校3年生以下のお子様です。小学校就学前のお子様については、保育所等を同時に利用しているお子様が対象となります。

- ② ひとり親等世帯（母子・父子家庭や障害者（児）のいる世帯および準要保護世帯）に該当する世帯のうち、第4階層までの世帯においては、第1子のお子様の利用者負担額は次表に掲げる利用者負担額、第2子以降については無料となります。

階層区分	利用者負担額（月額）
第2階層	0円
第3階層	2,500円
第4階層	3,000円

- ③ 海外に居住していたため日本国内において住民税が課税されていない方についても、当時の収入状況等から住民税の課税相当額を推計して利用者負担額を算定します。